

令和7年度
特別支援教室大空
教育計画



拠点校：昭島市立東小学校

巡回校：昭島市立富士見丘小学校

昭島市立玉川小学校

昭島市立共成小学校

I 特別支援教室の概要

1 対象児童（東京都の発達障害教育リーフレットより）

対象となる児童・生徒



- ・通常の学級に在籍している児童・生徒
- ・知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒
- ・通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒

自閉症	情緒障害	学習障害（LD）	注意欠陥多動性障害（ADHD）
円滑な人間関係ができていない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする児童・生徒	主として心理的な要因による選択性かん黙（※）等があるもので、一部特別な指導を必要とする児童・生徒	聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒	年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

2 指導方法

- ・児童の実態に応じて、決まった曜日と時間に、1、2時間（1単位時間45分）の指導をする。
- ・小集団指導と個別指導を組み合わせる指導を行う。児童の障害の特性によって、個別指導または小集団指導のみ行うこともある。
- ・指導内容・指導方法・教材・教具の工夫とその有効性の評価、児童の変容の確認等は、巡回指導教員全員で取り組む。

3 指導形態

（1）小集団指導

- ・小集団指導では、「ソーシャルスキルトレーニング」を行う。
- ・学年、児童の行動特性、指導課題などを考慮して編成したグループにおいて行う。
- ・学習活動の後には、自己評価（振り返り）の時間を設ける。活動の始めに確認したためあてについて、自分はどのように取り組んだのか、一人一人確認する。

（2）個別指導

- ・一人一人の課題に応じた学習を行う。
- ・視覚・聴覚・集中・記憶課題など、学習の基礎となるスキルを指導する。
- ・在籍学級での状態に応じた振り返り、望ましい行動を指導する。
- ・自己理解を促す。

4 指導内容

（1）ソーシャルスキルトレーニング

- ・意志の伝達能力、感覚・認知能力、問題解決能力を育む。
- ・学習態勢の確立とコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・感情や行動のコントロールと対人関係の発達・促進を促す。

（2）作業的学習

- ・見通しをもって作業する。
- ・手指の巧緻性の向上を図る。
- ・適切に援助要請したり、助言を受け入れたりする。

(3) 教科内容を取り扱う指導

- ・在籍学級の学習内容のうち、未習得等に関し、障害の特性に応じて指導する。
- ・障害による習得の困難さについて、代替の学習方法等を指導する。

※教科の遅れを補充する指導とは異なる。

自立活動の内容（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領より）

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康の状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

5 具体的な指導内容

(1) 学習に必要な学びの姿勢

- ・着席する、注目する、黙って話を聞く、集中する。
- ・順番を待つ、指示を待つ、指示に従って行動する。

(2) 学習の基礎となる能力

- ・形を正しく捉える能力。
- ・数や量を操作する能力。
- ・文や絵の中から必要な情報を見付ける能力。
- ・見たことや聞いたことから、関連付けたり、推理したり、予測したりする能力。
- ・文字や文を書いたり、読んだりする能力。

(3) コミュニケーション能力

- ・自分の考えや気持ちを言葉で表現する力。
- ・言葉ではない表情や仕草などから相手の気持ちを予想する力。
- ・相談する力。
- ・雑談する力。

(4) 運動能力・作業能力

- ・協応動作、まとまりのある動きの指導。
- ・不器用さの改善。
- ・集合・整列・順番などの、集団場面における学習態勢の確立。

(5) 社会生活に向けた、場面に合ったソーシャルスキル

- ・相手には自分とは違う考えや感じ方、好み、気持ちがあることに気付くこと。
- ・相手の動きや感じ方に合わせて、自分の言動を調整すること。
- ・自分の考えと人の考えとの折り合いを付けること、相手の立場で考えること。
- ・状況に応じた問題の解決の方法を考えること。
- ・一つの方法だけでなく、それに代わる別の方法に気付いたり、受け入れたりすること。
- ・人に助けを求めたり、周りからの補助を受け入れたりすること。
- ・ルールを理解し、それを守ること。
- ・人の失敗を批判するより、励ましやアドバイス、見守りの方法をとる方が良いこと。
- ・協力して問題を解決したり、作業したりすること。
- ・自分の感情や行動をコントロールする方法を知ること。
- ・勝敗や結果を受け入れること。

(6) 日常に必要な生活習慣

- ・朝や帰りの支度、身だしなみ、作業後の片付けの指導。

(7) 自分についての理解

- ・自分の得意なこと、苦手なことの理解。
- ・特別支援教室に通っていることの意味の理解。

Ⅱ 各教室の概要

- 1 拠点校 東小学校
- 2 巡回校 富士見丘小学校、玉川小学校、共成小学校
- 3 児童数 在籍校別・学年別 92名（2025年3月現在）

在籍校／学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
東							
富士見丘							
玉川							
共成							
合計							

Ⅲ 指導期間・時程

1 指導期間

- 1学期 4月15日（火）～ 7月15日（火）
- 2学期 9月 9日（火）～ 12月16日（火）
- 3学期 1月13日（火）～ 3月17日（火）

2 時程

校時	指導内容
1 ・ 2	小集団指導 個別指導
中休み	
3 ・ 4	小集団指導 個別指導
昼休み	
5 ・ 6	小集団指導 個別指導

Ⅳ 拠点校・巡回校との連携

1 在籍学級担任との連携

(1) 指導目標の設定（連携型個別指導計画・学校生活支援シート）

- ・巡回指導教員は、通室指導開始前に、在籍学級担任と児童について共通理解し、指導目標を設定する。
- ・指導目標を達成するための方法や手だてを考える。
- ・評価は、在籍学級と特別支援教室での成果や課題を書き記す。
- ・学校生活支援シートでは、児童の支援目標について担任、保護者と内容を確認する。

(2) トライアングルノート

- ・巡回指導教員・在籍学級担任・保護者・管理職の間で、トライアングルノートを使って情報交換をする。
- ・特別支援教室は、指導者が指導内容や児童の様子を記入する。
- ・在籍学級担任は、学級での様子を記入する。場合によっては押印のみのときもある。

(3) 在籍学級での授業観察・個別支援

- ・巡回指導日に、在籍学級の授業における児童の様子を観察し、実態を把握する。
- ・在籍学級において、児童に必要な支援をする。

(4) 在籍学級担任や関係者との情報共有

- ・特別支援教室と在籍学級、それぞれの実態について、指導日の放課後に情報共有をする。
- ・児童に対する手だてを、在籍学級担任と共通理解する。
- ・特別支援教室専門員、スクールカウンセラー、臨床発達心理士と校内の支援が必要な児童についての情報交換を行い、必要な支援を共通理解する。

(5) 指導の工夫

- ・在籍学級担任との面談や在籍学級での授業観察から得た情報を、児童の指導や手だてに生かす。
- ・学習環境や座席配置の配慮やクールダウンや援助要請のさせ方、学習支援の仕方など、学級でできる指導の手だてを学級担任に伝える。

(6) 在籍学級への理解

- ・特別支援教室は、自分をレベルアップさせるための学習の場であり、必要な支援を受けることは、特別支援教室に行っている児童だけではなく、みんな（教員も含め）にも大切なことであると伝える。
- ・特別支援教室に対する肯定的な考え方を伝える。

Ⅴ 保護者との連携

1 教室だより

- ・指導開始日や終了日、保護者面談などの特別支援教室の予定や指導内容の予定を伝える。
- ・学習の内容について、ねらいや指導の方法、児童の様子、エピソードなどについて知らせる。

2 保護者面談

- ・各学期に巡回校にて、年2回実施する。
- ・特別支援教室や在籍学級での様子を報告し、さらに発達や認知の課題、その他の行動などについて共通理解を図る。

3 保護者会

- ・年度当初と3学期に実施する。
- ・保護者会にて、児童の指導の様子を伝えたり、保護者同士の交流を図ったりする。

4 授業参観

- ・特別支援教室の授業を参観する週間を1学期、3学期に設ける。

5 その他

- ・必要に応じて、巡回校で、保護者、在籍学級担任、特別支援教室担任の三者面談を行う。
- ・保護者からの相談を随時受ける。

*トライアングルノート、連携型個別指導計画、学校生活支援シートについては、Ⅳ拠点校・巡回校との連携に準ずる。

Ⅵ 理解・啓発

1 理解授業

- ・児童の特別支援教室への理解を深めるために、1・3・5年生に行う。

2 相談会・施設見学

- ・特別支援教室を幅広く理解してもらうために、1学期、2学期に1回ずつ設定する。

3 保護者会における説明

- ・特別支援教室のことを知ってもらうために、新1年生保護者会に出席し、説明する。

4 特別支援教育全体研修

- ・教職員の特別支援教室への理解を深めるために行う。

Ⅶ 特別支援教室専門員の役割

1 指導時間の調整

- ・時間割を調整する。
- ・児童が特別支援教室で指導を受ける時間割と在籍学級の時間割の調整を行う。
- ・在籍学級の時間割変更の際、巡回指導教員へ伝達する。

2 通室児童の出欠確認

- ・通室児童の出欠を確認し、巡回指導教員に伝達する。

3 教室、机椅子の確保

- ・指導内容に応じた、使用する教室の確保を行う。
- ・児童机、椅子の準備を行う。

4 教材作成

- ・巡回指導教員の指示に基づき、個別の課題に応じた教材を作成する。

5 通室児童の観察

- ・通室児童の在籍学級での様子を観察し、観察記録を作り、巡回指導教員に報告する。
- ・入室を検討する児童の行動観察の内容を巡回指導教員に報告する。

6 授業補助

- ・小集団指導の授業補助をする。
- ・指導の記録写真を撮り、フォルダに保存する。

7 臨床発達心理士との連絡・調整

- ・臨床発達心理士（年間40時間）への情報提供を行う。
- ・臨床発達心理士からの情報を巡回指導教員に伝える。

8 保護者面談

- ・保護者面談の日程調整、場所の確保をする。
- ・面談記録を取る。

9 入室時体験

- ・入室申込児童の体験の日程調整、場所の確保をする。
- ・面談記録を取る。

10 入室準備

- ・トライアングルノート、名札、机椅子の準備をする。
- ・新年度指導日時の通知を印刷して配布する。（担任、保護者）

11 トライアングルノート

- ・学期末にノートのコピーを取り、ファイルに保管する。

12 印刷

- ・大空通信、保護者面談のお知らせ等を印刷して配布する。
（大空通信は必要に応じて各校のホームページに掲載する）

13 給食

- ・巡回指導教員の給食喫食数を確認し、事務へ知らせる。

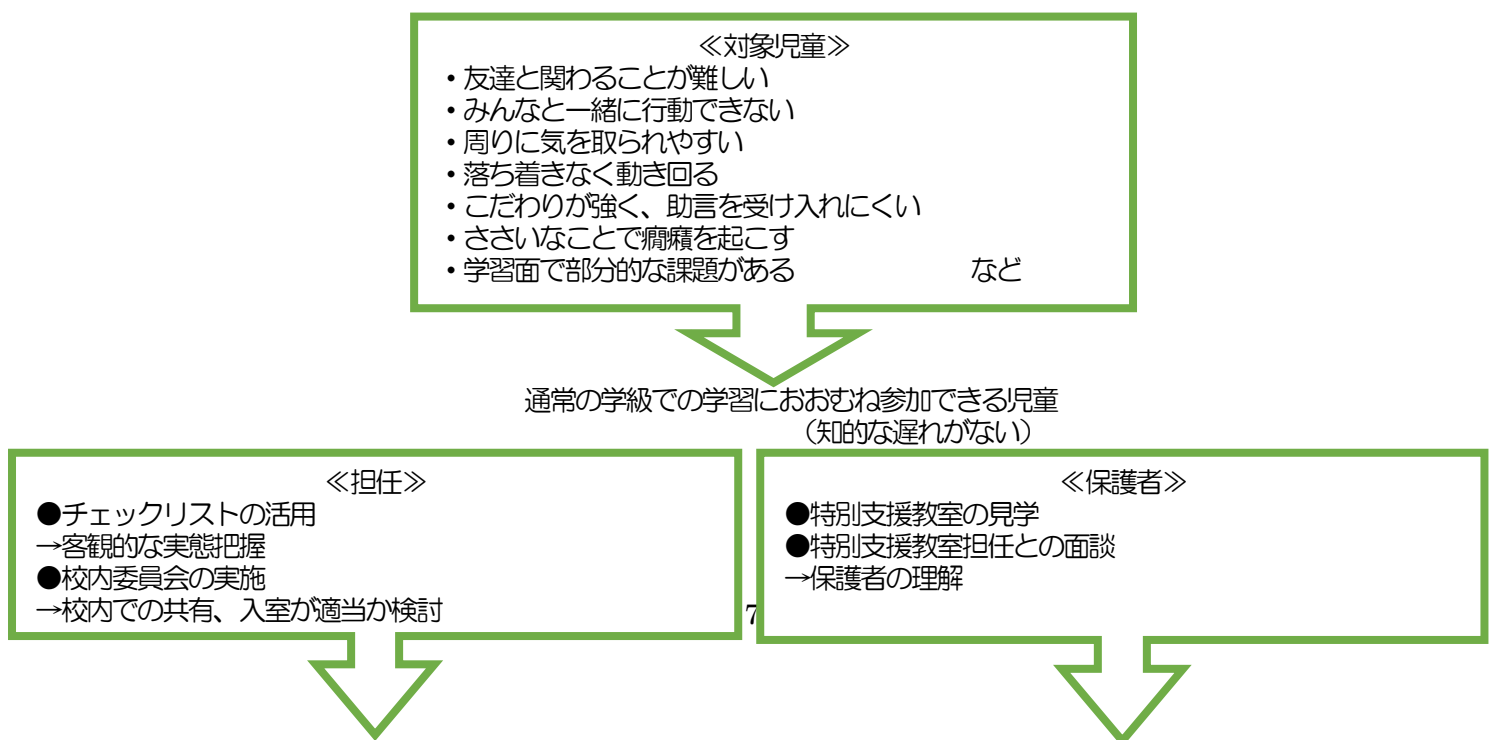
14 校内委員会への参加

- ・校内委員会に出席し、巡回校の児童の実態把握と支援について、巡回指導教員と情報を共有する。

Ⅷ 入退室

1 入室について

（1）入室の流れ



支援レベルの把握

●チェックリスト評価

- A (80%以上できる、大きな課題なし) …レベル1
 B・C (50%できる、やや課題あり) …レベル2
 D (30%以下、課題あり) …レベル3

レベル1 (基本)	- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりや学級づくりが必要 - 少しの個別の声掛けで適応が可能(がんばりカード、休み時間や放課後の個別対応など)
レベル2	- 全体指示では動くことができないが、個別の声掛け・支援で理解が可能 - 行動面や学習の課題について、個別の支援が必要 (支援員の配置、クールダウンスペースの活用、宿題の配慮など、個別対応の頻度が高い場合)
レベル3	- 特別支援教室の入室による特別の指導が必要 - レベル2の対応では、改善が困難で、取り出しによる焦点化した指導が必要 (特別支援学級・情緒固定学級等の転学による特別の指導が必要→転学申し込みへ)

入室の必要あり
保護者の理解あり(連携が可能)

入室申し込みへ

(2) 入室に必要な書類

- | | | |
|---|---|--------|
| ①特別支援教室入室相談申込書(保護者)
②児童の行動観察記録票(担任)
③発達検査
④体験報告書(巡回指導教員) | } | 市へ申し込み |
|---|---|--------|

(3) 転学・入室判定委員会の日程

	書類締め切り	判定委員会	指導開始
第1回	4月18日(金)	5月20日(火)	6月上旬～
第2回	6月 6日(金)	7月 8日(火)	9月～
第3回	7月11日(金)	9月 9日(火)	10月～
第4回	10月 3日(金)	11月11日(火)	12月～
第5回	11月14日(金)	12月16日(火)	1月～
第6回	11月28日(金)	1月27日(火)	2月上旬～
第7回		2月10日(火)	2月下旬～

2 継続・退室の流れ

- 校内委員会にて在籍学級や特別支援教室での状況を基に、指導継続・終了の検討を行う。
- 2学期末の保護者面談では、指導継続の希望について保護者に確認する。

【継続】

- 指導目標、指導方法の見直しを行う。
- 指導期間の延長を行う。

【退室】

- 特別支援教室での指導が満たされ、今後、学級担任の指導法の工夫や人的支援体制の構築で、本人の課題が解決されると判断された場合、退室申請を行う。
- 特別支援教室は、退室の根拠となる資料を作成する。
- 保護者は、退室届を記入する。
- 特別支援教育コーディネーターは、校内委員会での検討内容や退室後の支援について退室届に記載し、市へ送付する。

Ⅷ 避難訓練計画

1 ねらい

- (1) 災害時に在籍児童が安全に避難できるようにする。
- (2) 慌てず、落ち着いて静かに行動することができる。
- (3) 自分の命を守るという意識をもつ。

2 内容

- (1) 緊急放送を静かに聞く。
- (2) 安全な場所に速やかに移動し、必要な体の保護をする。
- (3) 防災頭巾をかぶる。
- (4) 放送の指示に従い、巡回指導教員と一緒に避難経路を通して避難する。
- (5) 避難後は、在籍学級担任に確実に引き渡す。

3 訓練日時

当該学校避難訓練計画に準ずる。

4 役割分担

- ・児童誘導 先頭→メインティーチャー 最後尾→アシスタントティーチャー
- ・防災ずきん（ヘルメット）配布・着用指導→メインティーチャー

5 配慮事項

- ・聴覚的に過敏な児童や、突発的なことに対して不安傾向の強い児童に対しては、個別に対応する。